

平成26年12月17日

四国地整備局 道路部

円滑な道路交通の確保のための四国地方の大雪対応について ～ 「集中除雪区間」を指定します ～

12月5日の大雪により、国道192号の愛媛県と徳島県の県境部において、多くの立ち往生車両により長時間にわたり通行止めが発生しました。

長時間の通行止めを防止するには、立ち往生車両が発生する以前の段階で道路を通行止めにし、集中的な除雪を実施して、立ち往生する懸念がなくなってから通行を再開することが有効です。

このため、四国地方整備局では、直轄で管理している道路のうち、大型車等の立ち往生が発生もしくは大規模な立ち往生が発生するおそれがある8区間を「集中除雪区間」に指定し、大雪時には通行止めにして、集中的な除雪をして立ち往生車両の発生を防止します。

道路を利用される皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

お出かけ前には冬期道路情報の確認や冬用タイヤの装着、チェーンの早期装着をお願いします。

また、大雪により立ち往生した場合や、立ち往生した車両を見つけた場合も、道路緊急ダイヤル#9910(24時間受付・無料)までお知らせ下さい。

※資料-1……集中除雪区間

※資料-2……道路利用者への広報活動と情報提供

※資料-3……国道192号における大雪への対応状況

本施策は、四国圏広域地方計画「No.6 防災力向上プロジェクト」の取組に関連します。

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 道路部 道路管理課 電話 087-851-8061(代表)

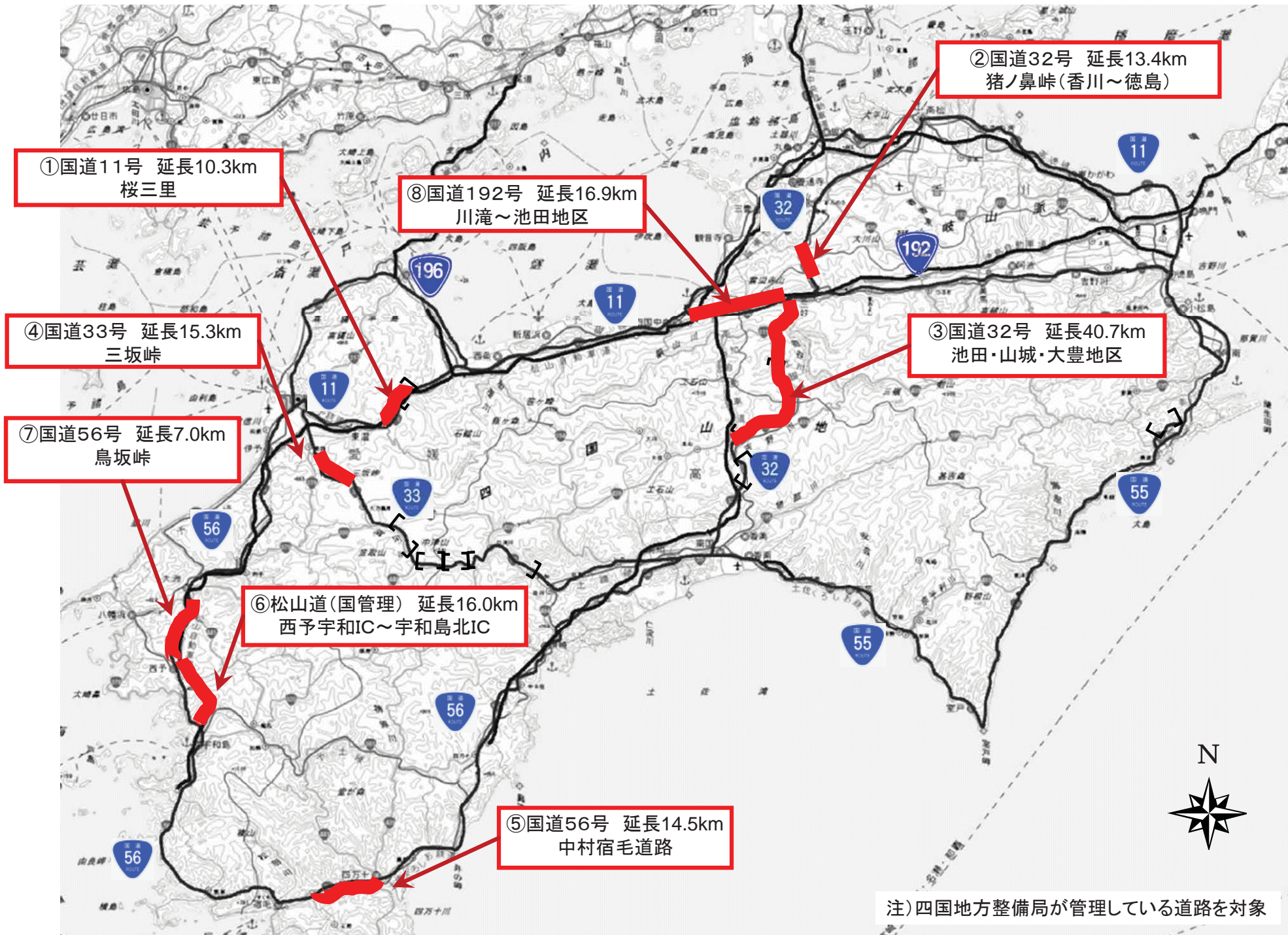
電話 087-811-8325(直通)

課長 兵頭 英人 (内線)4411

課長補佐 渡辺 修身 (内線)4412

集中除雪区間 位置図

資料-1



注) 四国地方整備局が管理している道路を対象

集中除雪区間一覽

番号	路線番号	箇所名	延長(km)	県名	事務所名
①	11号	桜三里	10.3	愛媛県	松山
②	32号	猪ノ鼻峠(香川～徳島)	13.4	香川県 徳島県	香川 徳島
③	32号	池田・山城・大豊地区	40.7	徳島県 高知県	徳島 土佐
④	33号	三坂峠	15.3	愛媛県	松山
⑤	56号	中村宿毛道路	14.5	高知県	中村
⑥	松山道 (国管理)	西予宇和IC～宇和島北IC	16.0	愛媛県	大洲
⑦	56号	鳥坂峠	7.0	愛媛県	大洲
⑧	192号	川滝～池田地区	16.9	愛媛県 徳島県	松山 徳島

◆道路利用者に対し、冬用タイヤ・タイヤチェーン装着について、**パンフレット、新聞広告、ラジオ、TVCMを通じて広報**を実施します。



◆四国の道 カメラ映像

四国内の国が直接管理する国道(直轄国道)の内、積雪地帯の標高200m以上の峠や事前通行規制区間の箇所のカメラ映像(制止画)を試験的に提供しています。

冬期の山間部の天気は急変することがあります。現地に着くと積雪していることもありますのでカメラ映像はあくまでも参考としてご利用下さい。

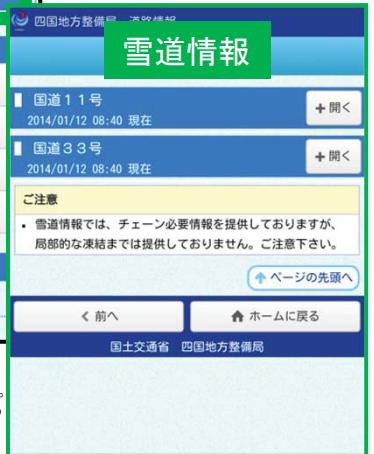


<http://www.skr.mlit.go.jp/road/pc/pc-cctvinfo.html>

◆道路情報提供システム

スマートフォン(iPhone及びAndroidに対応)・携帯電話で四国の直轄国道の道路情報を確認できます。『道路情報提供システム モバイル版』をご利用下さい

スマートフォン及び携帯電話は、下のQRコードからでもアクセスできます。



- ▽最新の道路情報を24時間提供しています ※情報の更新は、10分毎となっています。
- ▽いつでも、どこでもフリーアクセス ※ただし通信料は個人負担となります。

◎お出かけ前にはパソコンから

『道路情報提供システム』を確認

四国地方整備局では、道路に関する規制情報や気象情報、路面情報といったドライバーのための情報提供をしています。

<http://www.skr.mlit.go.jp/road/info/index.html>

- 注意事項—
- 運転中の使用はやめましょう。安全運転を心がけてください。
- 表示された道路情報や交通規制などが実際の現場と異なる場合があります。ご注意ください。

●道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤルへお知らせください。
※大雪により立ち往生した場合や、立ち往生した車両を見つけた場合もご連絡ください。

#9910
(24時間受付・無料)

国道192号における大雪への対応状況

◆概要

- ◆改正災害対策基本法の初の適用
- ◆立ち往生車両の排除:約17時間(平成26年12月5日(金)5時~22時)
- ◆災害対策基本法に基づく区間の指定:38km(国道32号でも54kmを指定)
- ◆スタック車両台数:約130台(徳島側約50台、愛媛側約80台)
- ◆実施内容:
 - ①牽引車両:31台(グレーダー等による牽引)
 - ②食料支援:450食(おにぎり、お茶)
 - ③燃料支援:ガソリン40ℓ、軽油160ℓ(10台へ支給)
 - ④その他の支援:避難所の開設(2箇所)、毛布、薬の調達



国道192号 立ち往生する大型車両



除雪車により車両を牽引

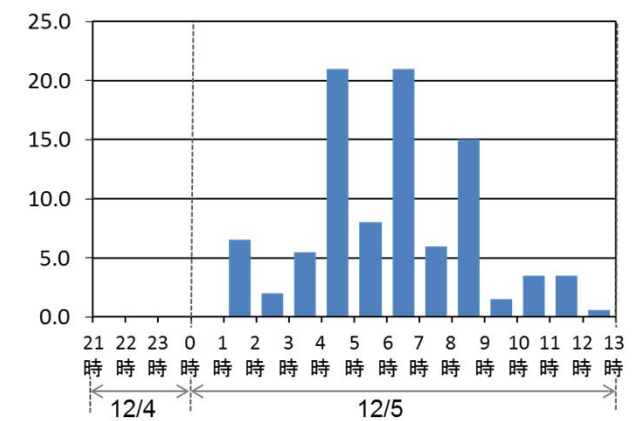


◆時間降雪量20cm/h以上のゲリラ豪雪

●冬型の気圧配置の影響で、愛媛・徳島を結ぶ国道192号の県境付近では12月4日深夜から5日にかけて大雪となった。

●四国中央市川滝では、
時間降雪量20cm/h以上のゲリラ豪雪

降雪量解析値(四国中央市川滝)



◆立ち往生車両の牽引

- ・牽引した車両: **31台** (グレーダー等による牽引)
- ・投入した除雪車両: **18台**
(四国11台、中国4台、近畿1台、NEXCO2台)



◆食料や燃料を提供

- ・食料: **450食** (おにぎり、お茶)
- ・燃料: **ガソリン40ℓ**、**軽油160ℓ** (10台分)
- ・その他: 避難所の開設(2箇所)、毛布、薬の調達



● 災害対策基本法の一部を改正する法律 <内閣府資料より引用>

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等 に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

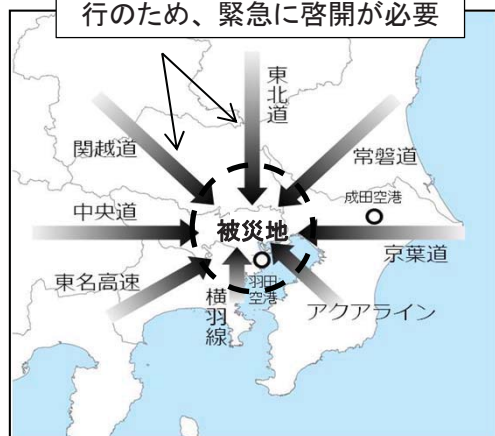
※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)